

(第1面)

受付時に記入

産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住所等は、個人が申請する場合は住民票のとおり記載すること  
法人が申請する場合は履歴事項全部証明書のとおり記載すること

申請者

郵便番号 310-8555

住所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-301-3033

- 産業廃棄物の処分方法の記載
- 産業廃棄物の種類の記載
- 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を「除く」又は「含む」の記載
- 更新許可申請の場合は、従前の許可証のとおり記載すること

法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>破砕: 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。), 金属くず 以上2種類 埋立: 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。), がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上3種類 いずれも水銀使用製品産業廃棄物を除く。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 茨城県水戸市笠原町978番6 電話番号 029-301-3033 事業場 茨城県水戸市笠原町978番25 電話番号 029-301-7100</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>〇〇施設 設置場所 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 処理能力 〇〇t/日(〇時間) 許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号 〇〇〇〇〇〇 〇〇最終処分場 設置場所 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 埋立地の面積 〇〇〇〇m<sup>2</sup> 埋立容量 〇〇〇〇m<sup>3</sup> 設置年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号 〇〇〇〇〇〇</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 面積 〇〇平方メートル 廃棄物の種類 廃プラスチック類, 金属くず</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>破砕, 埋立 詳細は別添「事業計画概要書」のとおり</p>
<p>※ 事務処理欄</p>	

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)		
	栃木県	0090※※※※※※		
	群馬県	0100※※※※※※		
	千葉県	申請中 (令和〇〇年〇〇月〇〇日申請)		
許可が複数ある場合には、別紙に一覧表を添付しても可。				
申請者(個人である場合)				
(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	住所
	男・女			
(法人である場合)			履歴事項全部証明書の記載のとおり	
(ふりがな)名称			住	所
いばらきさんばいかぶしがいしゃ 茨城産廃株式会社			茨城県水戸市笠原町978番	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	住所
	男・女			
	男・女			
	男・女			
役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	住所
いばらき たらう 茨城 太郎	男・女	昭和11年1月11日	茨城県水戸市笠原町978番6	代表取締役 同上
いばらき じろう 茨城 次郎	男・女	昭和22年2月22日	茨城県土浦市真鍋5丁目17番	取締役 茨城県土浦市真鍋5丁目17番26号
いばらき はなこ 茨城 花子	男・女	昭和33年3月3日	茨城県常陸太田市山下町4119番地	監査役 茨城県筑西市二木成615
	男・女			
ふりがなや性別に記載漏れがないようすること。		住民票の記載どおり記入すること。 一丁目2番を1-2などと記載しないこと。		
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	性別	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
			割 合	住 所
いばらき たろう 茨城 太郎	男・女	昭和11年 11月11日	500株	茨城県水戸市笠原町978番6
			50%	同上
みと かずお 水戸 一男	男・女	昭和44年 4月4日	300株	茨城県鉾田市鉾田1367番地の3
			30%	同上
かぶしきがいしゃ 株式会社 いばらきしょうかい 茨城商会	男・女	代表取締役 〇〇〇〇	200株	
			20%	茨城県水戸市笠原町978番25
100分の5未満の額である株主又は 出資をしている者については記載 不要です。			法人にあつては履歴事項 全部証明のとおり記載	
	男・女			

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	本 籍
		役 職 名 ・ 呼 称	住 所
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		

政令6条の10に規定する使用人  
がいる場合記載し、住民票、登  
記されていないことの証明を提  
出すること

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

# 事業計画概要書

## 1. 事業計画の全体計画

顧客からの要望により産業廃棄物の処分事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。  
処分に当たっては廃棄物処理法等を遵守し、処分行為を行います。

## 2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量

具体的な排出事業者の名称及び所在地  
(代表的なもの1つで可。番地含む)を  
記載すること。

予

	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月 又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業者の 名称及び所在地	方法	処理場(元却)の名称 及び所在地(処分場の 名称及び所在地)
1	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)	50 t /月	固形	(株)〇〇工業 茨城県水戸市〇〇	破碎	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇
2	金属くず	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	破碎	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇
3	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	埋立	
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	埋立	
5	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	埋立	
6	石綿含有産業廃棄物を含む場合にはその旨を記載すること。					
7						
8						

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要 (1) 中間処理施設	
処理施設の種類	破碎施設
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付を記載すること)	〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力	〇〇 t / 日 (8 時間)
廃棄物の種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 金属くず
処理施設の処理方式及び施設の概要	処理方式 破碎 概要 ジョークラッシャー, 振動篩い, ベルトコンベア
環境保全設備の概要	破碎によって生ずる粉塵の周囲への飛散を防止するため破碎機及び振動篩い, ベルトコンベアの3箇所に散水装置を設置する。 騒音・振動・粉塵防止のため, 振動篩いは屋内に設置する。 保管施設は, 粉塵飛散防止のため散水施設を設置する。

3. 施設の概要 (2) 最終処分場	
最終処分場の種類	安定型最終処分場
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付を記載すること)	〇〇年〇〇月〇〇日
最終処分場の規模等	埋立面積：10,000 平方メートル 埋立容量：30,000 立方メートル 残容量：26,000 立方メートル
廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
構造及び設備の概要	構造 安定型最終処分場 設備の概要 バックホー 3台 埋立，混合，締め固めのために使用 ホイルドーザー 1台 展開検査のために使用
放流水の水質等	異常なし ※維持管理基準に定められている項目について基準値を満足していない場合は記載すること
環境保全設備の概要	粉塵の飛散防止のため散水，覆土，重機による締め固めを行う。

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員を含む。）

(1) 施設ごとの用途

・ 破碎施設

廃プラスチック類及び金属くずを保管施設から投入ホッパーに投入し、振動篩いにより分別し、ベルトコンベアで所定の置場に保管する。

・ 埋立処分施設

搬入された産業廃棄物は、処理場内の展開検査場所において、安定型以外の廃棄物が搬入されていないことを確認した後、埋立処分する。安定型以外の廃棄物は返却する。

埋立てにあたっては、十分覆土し、締め固めを行う。

石綿含有産業廃棄物の埋立てを行う場合には、一定の場所において、石綿含有産業廃棄物が分散しないようにし、埋立地外へ飛散及び流出がしないように表土を土砂で覆う。

(2) 処分業務を行う時間

月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

(3) 休業日

土日、祝祭日

従業員数内訳

役員や他の従業員を兼任している場合には、括弧書き等でその旨が分かるように記載すること。

西〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	(役員1人兼任) 2 人	5 人	5 人	営業 5 人	19 人

## 5. 環境保全措置の概要

### (1) 中間処理施設において講ずる措置

粉塵等の発生防止のため、散水設備により散水しながら中間処分を行い、散水に使用する水は、場内水を処理した再生水を使用し、事業所外には排出しない

※中間処理施設に応じて発生が予想される水質、騒音、振動、悪臭等の生活環境保全のための措置について記載すること

### (2) 保管施設において講ずる措置

環境保全のため、保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発生しないよう留意し、保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝などを設けるとともに、底面をコンクリート舗装している。

また、適正保管量を超えないようにするよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管場所には、ネズミ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔保持に心掛ける。

### (3) 最終処分場において講ずる措置

飛散流出防止のための措置として重機による廃棄物の踏み固め、覆土を十分に行う。

安定型廃棄物以外の廃棄物が混入しないため、搬入後、展開検査を実施する。展開検査場所は底面をコンクリート舗装し、発生した汚水等による地下浸透防止措置を講ずる。

定期的に浸透水及び処分場周縁の2箇所の地下水について水質検査を行い、水質に異常が認められた場合は、産業廃棄物の投入を停止し、原因究明及び適切な改善措置を講ずる。

### (4) その他

各種産業廃棄物の取扱い上の注意や不足事態の発生時における対応の仕方を日頃から教育、訓練により従業員に周知徹底を図っている。

また、定期的に勉強会等を行い、法律、基準、廃棄物処理の適正処理等の知識向上に努めている。



## 処分後の産業廃棄物の処理方法

処分後の産業廃棄物の種類	破碎に伴い発生する廃プラスチック類及び金属くず	
発生量 ( t /月又は m <sup>3</sup> /月)	100kg/月	
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) ○○環境株
		(所在地) 茨城県笠間市○○町○○番地
	<input type="checkbox"/> 埋立処分 <input type="checkbox"/> 海洋投入処分 <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 売却 (該当するものに○を付けてください)	
具体的な方法 破碎に伴って発生する金属くずは、自社の保管場所に保管し、売却できるものは○○金属株(所在地: ○○県○○市○○町○○番地)に売却する。 破碎に伴って発生する廃プラスチック類及び売却できない金属くずは、上記の○○環境株で埋立処分する。		

# 施設の付近の見取図

所在地 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地  
面積 1,000 平方メートル

所在地の住所を  
記載すること

## 見取図

### 注意事項

- ・ 住宅地図の貼付でも可
- ・ インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・ 施設が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・ 事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

## 施設内配置図

### 注意事項

- ・ 施設内部の配置図を記載すること
- ・ 入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・ 施設が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・ 破碎機、焼却炉等の施設の配置場所を明確に示すこと



# 資産に関する調書（個人用）

令和 年 月 日現在

資産の種別	内容	数量	価格, 金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 合 計			
負債の種別	内容	数量	価格, 金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 合 計			

産業廃棄物処理業に直接の関係ない資産や負債についても記載すること。  
 例：建設業でのみ使用している車両  
 住宅ローン等の借入金

# 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者の住所  
氏名等を記載  
すること

申請者

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏 名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県知事 大井川 和彦 殿